

監査報告書

平成30年5月17日

学校法人 中村産業学園

理 事 会
評 議 員 会 御 中

学校法人 中村産業学園

監 事

岩田英治



監 事

阿部 敬



監 事

酒井龍彦



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人中村産業学園寄附行為第7条第2項の規定に基づき、学校法人中村産業学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

理事会、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するとともに、主要な部所等において業務及び財産の状況について監査いたしました。

また、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき監査を行う会計監査人（あずさ監査法人）と連携し、計算書類等について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人中村産業学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類等（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録）は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人中村産業学園の収支及び財産の状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 学校法人中村産業学園の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上